

提供
とらいあんぐる

条例劇場

第三条の巻



同じ家族の中で
これはヒドイね。
条例のこの内容
を知っ
ておこう。

『おいは
知らんぞ!』
なんて
そんなのアリ?!

第3条(4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動及び当該活動以外の活動に対等に参画することができるようにすること。

第3条(3) 男女が、社会の対等な構成員として、市における施策又は事業者における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。

性別にがかわらず
共同して企画運営
してこのつこ
いいなあ...

市の条例では
こうなってます。

Look!